2021 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役社長　時田　隆仁

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
富士通 Japan 株式会社
代表取締役社長　砂田 敬之

富士通株式会社（以下「分割会社」という。）は、2021 年 1 月 28 日付で富士通 Japan 株式会社（以下「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社の民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向け事業に関する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割を行うに際して、会社法第 791 条第 1 項および会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

１．本件分割が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

２．分割会社における法定手続の経過

（１）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 に規定による差止請求の対象ではありません。

（２）会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

（３）会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないことから、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

（４）会社法第 789 条の規定による手続の経過

本件分割における、分割会社から承継会社への債務の承継は重畳的債務引受の方法によって行われたため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりま

せん。

３．承継会社における法定手続の経過

（１）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に従い本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

（２）会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません 。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条の規定に従い、2021 年 2 月 5 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、分割会社から吸収分割契約に定める対象事業に属する資産、債務、契約上の地位及びその他権利義務を、吸収分割契約に従い承継いたしました。

なお、本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 22,062 百万円であり、承継した負債の額は 19,975 百万円（ただし、どちらも暫定値）であります。

５．本件分割による変更の登記をした日

2021 年 4 月 1 日

６．その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上